

令和元年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。所定の講義を受講し、審査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研修概要

1 受講資格

行政書士（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「審査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

所属単位会が設定する講義日程（クール設定）・会場において、18時間〔1コマ（1時間）×18〕のDVD視聴による講義を受講してください。

ホームページでの情報掲載について

- 各単位会の講義日程（クール設定）及び審査会場は、特定行政書士特設サイト（<http://tokuteikensyu.com/>）内の法定研修ページに掲載しています。必ず日程を御確認の上、お申込みください。
 - 今後、特定行政書士法定研修に関する情報を、日行連ホームページの会員サイト（連con）内「特定行政書士法定研修に関するお知らせ」に掲載いたします。
- ※随時御確認ください。

<講義科目>

科目	時間（コマ数）
行政法総論	1時間（1コマ）
行政手続制度概説	1時間（1コマ）
行政手続法の論点	2時間（2コマ）
行政不服審査制度概説	2時間（2コマ）
行政不服審査法の論点	2時間（2コマ）
行政事件訴訟法の論点	2時間（2コマ）
要件事実・事実認定論	4時間（4コマ）
特定行政書士の倫理	2時間（2コマ）
総まとめ	2時間（2コマ）

(2) 審査

2019年10月20日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）されます。

<審査について>

上記科目に関する理解度を測るための審査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

<出題範囲及び審査到達基準点について>

講義項目（法定研修テキスト及びサブテキスト『行政書士のための行政法（第2版）』『行政書士のための要件事実の基礎』（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。なお、審査到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

2019年4月25日（木）9：00～
2019年6月21日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

(2) 申込方法

別紙受講申込書に所定事項を御記入のうえ、FAX（03-6368-9861）でお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）に受講料入金方法（ゆうちょ銀行への払込方法）に関するFAXを返信いたします。

(3) 受講料払込期限

2019年6月26日（水）までにお支払いください。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次頁<再受講制度について>を御確認ください。

5 結果通知

本人宛に郵送にてお知らせいたします。
（2019年12月（予定））

～注意事項～

<申込みについて>

- ※申込期間厳守。所定の期間内に所属の単位会の設定クールよりお申込みください。所属の単位会が設定するクール以外でのお申込みはできません。
- ※所属の単位会の設定クールが複数ある場合は、御希望のクールから、先着順に受付させていただきます。
- ※各会場とも、一定の受入人数を確保していますが、万が一、会場の収容人数を超えた場合等には、お申込みをお断りする場合があります。
- ※一度お申込みいただいた希望受講クールについては、変更できません。
- ※振込手数料は、申込者負担とさせていただきます。
- ※一度納入された受講料は、お返しできません。

<講義について>

- ※所属の単位会が設定するクール・会場以外での受講はできません。
- ※各クール設定については、単位会により異なりますので、御希望に添えない場合があります。

<審査について>

- ※審査は18時間の全講義を受講した方のみ受験できます。
- ※13：45には、指定の座席に着席してください。
- 13：50から審査に関する諸連絡をさせていただきます。

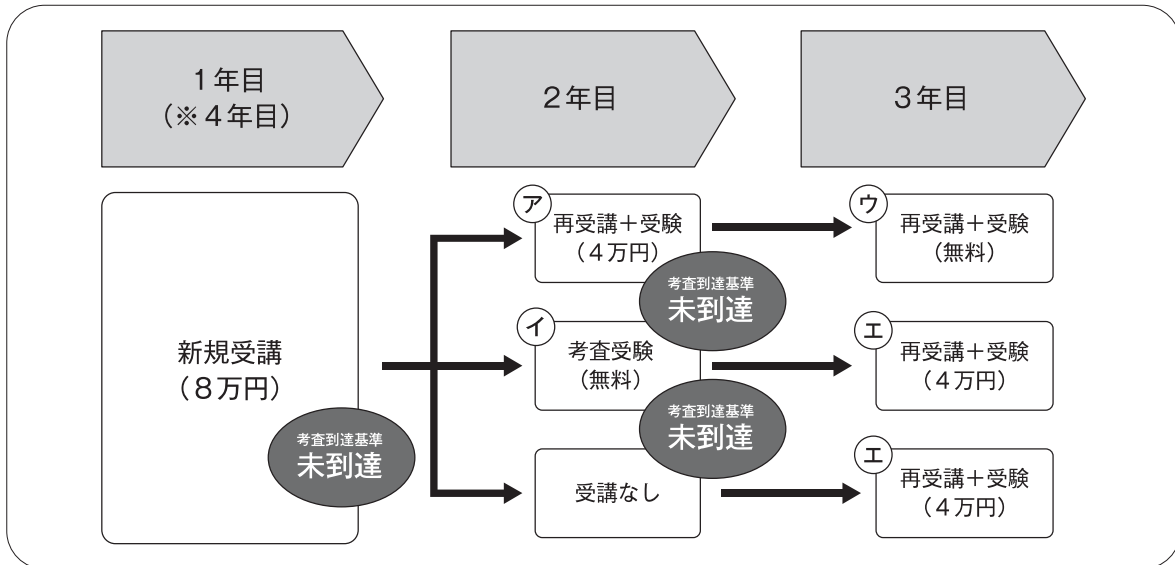
<災害発生等における講義・審査の中止について>

- ※講義・審査を安全に開催できない恐れがある際など、中止とさせていただきます場合があります。
- ※講義中止の場合は原則として別日振替としますが、実施環境が整わない等の理由から改めて開催できない場合があります。その場合は次年度への振替とさせていただきます。
- ※審査中止の場合は、次年度への振替とさせていただきます。

本研修の申込手続に係る御照会は(有)全行団 特定行政書士法定研修受付係 03-6450-1622
本研修の内容、特定行政書士制度に係る御照会は日行連事務局 研修課 03-6435-7330

<再受講制度について>

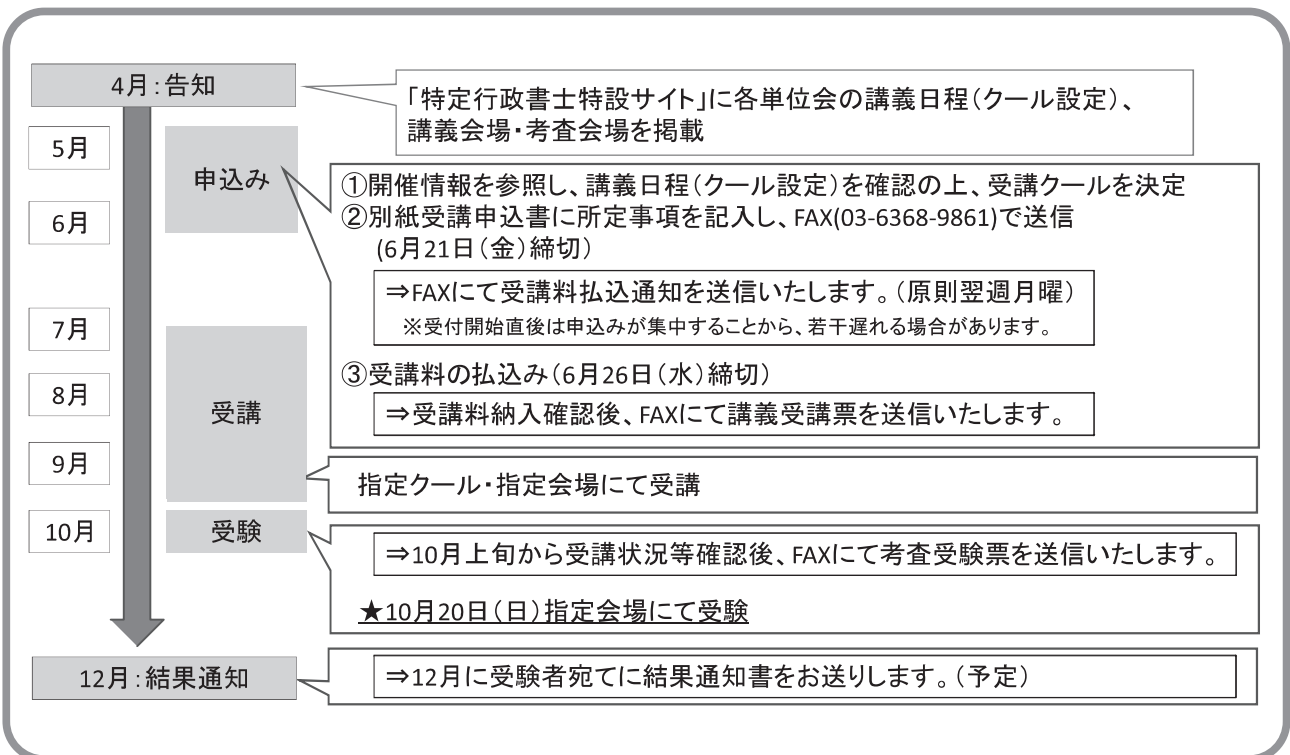
当該法定研修では、以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。つきましては、初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、新規（8万円）の受講料が必要となりますので御留意ください。



※ 2・3年目に申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新たに新規（8万円）の受講料が必要です。

※ 2年目・3年目の方は、受講申込書の上記㉗～㉙に対応する記入欄へ御記入ください。
なお3年目受講においては、改めて全講義受講を完了することが必要です。

<申込・受講手続の流れ>



研修における諸注意

講義受講票の交付

- (1) 受講票は、入金確認後、7月3日頃からFAXにて送信いたします。受講票には、氏名、受講番号及び所属単位会、受講クール、会場等が記載されています。受講票は、講義当日、会場に必ず持参してください。
- (2) 7月9日を過ぎても受講票が届かない場合、又は受講票の記載事項に誤りがある場合には、(有) 全行団特定行政書士法定研修受付係 (03-6450-1622) まで連絡してください。

講義当日の注意事項

- (1) 当日は、係員の指示に従い受講してください。
- (2) なお、以下の点に御留意ください。
 - 持参品
 - ・講義受講票、行政書士証票、筆記用具等を持参してください。
 - 受付・開場
 - ・必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。原則、講義開始の30分前から受付を開始します。
 - ※会場により異なる場合がありますので、「特定行政書士特設サイト」にて御確認ください。
 - その他
 - ・受講票は、本研修の講義日程を通じて継続して使用しますので、紛失されないよう、各自にて厳重に管理してください。
 - ・受講票に記載された受講番号の座席に着席してください。
 - ・原則、講義(18時間)受講率100%の受講者のみ、考査の受験を認めています(3年目受講の場合も同様)。
 - ・各日とも遅刻又は中座、早退をした場合は出席と認めません(全日程に完全出席した者のみ、考査の受験を認めています)。
 - ・講義会場において、周囲の受講者の受講の妨げになるなど、受講態度が著しく不良である受講者に対し、退席を命じる場合があります。この場合は、理由を問わず、受講料の返還は行いません。また、当該受講者は、以後の研修(講義、考査)に参加することは認めません。

考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講状況の確認後にFAXにて送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。受験票は、考査当日、会場に必ず持参してください。なお、単位会のクール設定によっては受験票の発送が考査日の直前となる場合もありますので、当日受験票が持参できない場合には、考査会場受付にて講義の終了と本人確認を行った上で受験していただきます。

考査当日の注意事項

- (1) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。
- (2) なお、以下の点に御留意ください。
 - 持参品
 - ・考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル(B又はHB黒)及び消しゴムを必ず持参してください。
 - 受付・開場
 - ・必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、「特

定行政書士特設サイト」にて御確認ください。

- その他
 - ・受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
 - ・開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
 - ・考査時間中は、受験票、筆記用具及び腕時計以外を机の上に置くことは認めません。

研修(講義・考査)当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。
- (2) 会場で生じたゴミは、全て各自で持ち帰ってください。
- (3) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。当事務局では責任を負いかねます。
- (4) 災害等が発生した場合における研修実施に関する情報については、本会ホームページを御覧いただくか、本会事務局研修課(03-6435-7330)にお問合せください。
 - 研修(講義・考査)実施中に災害等が発生し、避難する場合は、係員・監督員等の指示に従ってください。

結果の発表と通知

- (1) 結果通知書は、2019年12月に受験者宛てに郵送する予定としています。これをもって研修結果の発表に代えさせていただきます。付記手續完了後、修了者には、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨を通知書により通知します。
- (2) 採点内容等についてのお問合せには、一切応じられません。
- (3) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します(実費負担)。
- (4) 申込後、結果通知書発送予定時期までの間に、本申込書の記載事項(氏名・事務所所在地・TEL・FAX・所属単位会)に変更があった場合はその旨御一報ください。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受講・受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、申込みをする前に必ず本会事務局研修課(03-6435-7330)まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場に来られた場合には対応いたしかねますので、御注意ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) 本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施に必要な範囲において利用させていただきます。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付させていただく場合があります。その他、同規則第17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

令和元年度 特定行政書士法定研修 受講申込書

【共通記載事項】

私は募集要項・諸注意事項について承諾し、下記のとおり研修への申込みを行います。

登録番号	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 20px;"></div>			
以下の受講者氏名欄及び事務所所在地欄には、行政書士証票のとおり記入してください。				
ふりがな 受講者氏名				
事務所所在地	〒			
TEL/FAX	TEL	FAX		
所属単位会				会
希望受講	第1希望	クール	第2希望	クール
クール	第3希望	クール		

※申込後、結果通知書発送予定時期までの間に、本申込書の記載事項（氏名・事務所所在地・TEL・FAX・所属単位会）に変更があった場合はその旨御一報ください。【日行連研修課03-6435-7330】

【初回受講年度から2年目の方】は御記入ください

希望受講形態	※初回受講年度から2年目の方は、希望する研修の受講形態にチェックしてください。	
	<input type="checkbox"/> ㍑ 再受講＋受験 〈4万円〉	<input type="checkbox"/> ㍑ 考查受験 〈無料〉

【初回受講年度から3年目の方】は御記入ください

該当受講属性	※初回受講年度から3年目の方は、該当する研修の受講属性にチェックしてください。	
	<input type="checkbox"/> ㍑ 再受講＋受験 〈無料〉 ・初回受講年度で考查到達基準「未到達」 ・2年目受講年度で「講義受講＋考查受験 〈4万円〉」だった方	<input type="checkbox"/> ㍑ 再受講＋受験 〈4万円〉 ・初回受講年度で考查到達基準「未到達」 ・2年目受講年度で「受験のみ〈無料〉」 あるいは「受講なし」だった方

※太枠内に必要事項を御記入ください。

＜受講申込書送付FAX番号＞
03 - 6368 - 9861